

平成 28 年 10 月 1 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

取引時確認手続の変更について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、「犯罪による収益の移転の防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際に本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認をさせていただいておりますが、法令の改正により、平成 28 年 10 月 1 日からお取扱いが一部変更になります。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 保険証等の本人確認書類のお取り扱いが変更になります。
お客さまの「取引時確認」をさせていただく際に、健康保険証など顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合は、他の本人確認書類や公共料金の領収書等、追加の書類のご提示等をお願いさせていただきます。
2. 法人のお取引のためにお手続きをされる方の確認方法が変更になります。
 - (1) 法人のお客さまが発行する身分証明書（社員証等）による在籍確認の方法が不可となります。
 - (2) 登記事項証明書により確認させていただく場合は、お手続きをされる方が法人を代表する権限を有する役員として登記されていることを確認させていただく方法によります。
3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法が変更になります。
法人のお客さまにつきましては、お取引の際に事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名、住所、生年月日等を確認させていただきます。
(具体的には、議決権の 25% 超を直接または間接に所有している個人の方になります。)

4. 外国政府等において重要な公的地位にあるお客さま等とお取引に係る確認が追加されます。

お取引によりまして、複数の本人確認書類のご提示や資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます。

- (1) 外国政府等において重要な公的地位にある方については、外国の元首のほか、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方を含みます）、またはそのご家族に該当するお客さまとお取引
- (2) 法人の実質的支配者の方が重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方を含みます）、またはそのご家族に該当する法人のお客さまとお取引

以上

本件に関するお問合せ
事務部事務管理課 担当：渡辺・三浦
お問合せ先：022-225-8240

